

生駒市立地適正化計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

本市は、谷筋に市街地が形成され、東西南北方向に公共交通が整備された地勢上、交通上コンパクトな都市構造だが、今後、住宅都市としての発展を支えてきた主要住宅地のオールドタウン化による人口流入・住宅流通の停滞や、令和20年代に大幅な増大が見込まれる公共施設の更新・改修費などが懸念される中、厳しい財政状況下にあっても持続可能な都市経営を可能にする必要がある。

このことから、本業務は、今後の持続可能な都市経営を見据え、社会経済情勢の変化や時代のニーズに即した柔軟で合理的な土地利用と地域の特性を踏まえたコンパクトなまちづくりを推進していくため、立地適正化計画(計画期間:概ね20年後の都市の姿を展望し、令和28(2046)年を目標年次に設定し概ね5年毎に見直し等を行う)の策定を行うものである。

(2) 業務名

生駒市立地適正化計画策定支援業務

(3) 業務内容

「生駒市立地適正化計画策定支援業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日～令和8年3月31日(2か年)

2 業務に要する費用(予定価格)

14,872,000円(税込)

なお、参考見積額が業務に要する費用(予定価格)及び年度ごとの予算額(令和6年度:6,000,000円、令和7年度:9,000,000円)を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 公示日から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 過去5年間(令和元年度から令和5年度)に国又は地方公共団体が発注した本業務の予定価格の2分の1以上の同種・類似業務の受託実績があること。なお、現在業務履行中の場合であっても受託実績に含むものとする。

同種業務:立地適正化計画、都市計画マスタープランに係る策定支援業務

類似業務:市町村総合計画、都市計画区域マスタープランに係る策定支援業務

- (4) 技術責任者として、「都市及び地方計画」の分野における技術士(総合技術監理部門または

建設部門)又は RCCM(都市計画および地方計画)のいずれかの資格取得者(提案者との雇用関係を証明できるものに限る)を配置できること。

- (5) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (7) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体(法人にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和6年4月23日(火)正午まで(必着)
- (2) 提出方法 別添の質問書(様式1)により、電子メールで提出すること。
 - ※ これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答日 令和6年4月24日(水)
- (4) 回答方法 生駒市ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
 - ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2) 原本1部

② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本 6 部

ア 会社概要(様式3)

イ 技術者の概要(様式4)

ウ 業務実績調書(様式5)

「3 参加資格(3)」に該当する業務実績を5件以内で記載すること。また、その業務実績の根拠となる契約書等及びその業務内容がわかる仕様書等の写しを添付すること。

エ 担当技術者調書(様式6)

オ 技術責任者の経歴及び実績等調書(様式7)

「3 参加資格(3)」に該当する業務実績を5件以内で記載すること。また、その業務内容が分かる仕様書等及び当該技術責任者が関わったことが分かるテクリス登録内容確認書等の写しを添付すること。

カ 担当者の経歴及び実績等調書(様式8)

「3 参加資格(3)」に該当する業務実績を5件以内で記載すること。また、その業務内容が分かる仕様書等及び当該担当者が関わったことが分かるテクリス登録内容確認書等の写しを添付すること。

キ 企画提案書(任意様式)

ク 業務スケジュール(任意様式)

ケ 参考見積書(任意様式で内訳及び年度ごとの金額の分かるもの)

※発行責任者と担当者の氏名、連絡先を記載していれば、押印の省略も可。

<記載項目>

企画提案書は「生駒市立地適正化計画策定支援業務仕様書」に基づき、概ね以下の内容を記述すること。また、<留意事項>を加味し、作成すること。

- ・上位・関連計画や都市構造上の課題を踏まえた立地適正化計画の方向性
- ・誘導区域(都市機能・居住)の設定に向けた分析手法、想定される区域設定の方向性
- ・本市の防災・減災上の課題を踏まえた防災指針の方向性
- ・会議や意見聴取の位置づけ及び関係性、市民等の意見聴取について想定される実施方法

<留意事項>

- ・企画提案書及び業務スケジュールには、事業者名は記入しないこと。
- ・企画提案書と業務スケジュールはまとめて綴じること。
- ・企画提案書は、表紙・目次を除きA4判8ページ以内とし、片面刷りとすること。
- ・業務スケジュールはA3版1ページとし、A4判に合うように折り込むこと。
- ・文字サイズは、10.5ポイント以上とすること。
- ・モノクロ、カラーは問わない。
- ・記載項目の他、本業務の目的を達成するために必要な追加提案を積極的に行うこと。

(2) 提出期限等

- ①提出期限 令和6年5月7日(火)16時まで(必着)
- ②提出場所 生駒市役所都市整備部 都市づくり推進課 都市計画係
- ③提出方法 持参又は郵送によること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

6 審査方法

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を、審査基準に基づいて審査し、一定基準に達している提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日:令和6年5月15日(水)予定

(2) 第2次審査(対面でのヒアリング等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し、企画提案について対面でのヒアリング等を実施し、下記7(3)で示す審査基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定する。ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認める場合は、特定者としなないことができるものとする。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとする。

実施日:令和6年5月24日(金)予定

(第1次審査を省略する場合、5月15日(水)予定)

(3) 審査結果の通知

- ① 第1次審査…審査結果を電子メールにより通知する。なお、選考された者のみ、第2次審査の詳細を、電話及び電子メールで通知する。
- ② 第2次審査…審査結果を電話及び電子メールにより通知する。

7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

(1) 業務実績・実施体制 10点/100点

評価項目	評価の着眼点	
	判定基準	
会社の業務実績	同種・類似業務の実績(件数)	過去5年間の実績(5件)を評価する。 ・同種業務の実績がある。(1点/件) ・類似業務の実績がある。(0.5点/件)

技術責任者 及び担当者	同種・類似業務の実績(件数) (担当者が関わったことが書類 から確認できるものに限る)	過去5年間の実績(5件)を評価する。 ・同種業務の実績がある。(0.5点/件) ・類似業務の実績がある。(0.25点/件) ・担当者が複数の場合は、平均とする。
----------------	---	---

(2) 参考見積書 15点/100点

見積金額に関する評価

(3) 企画提案の内容 75点/100点

項目		内容
1	現状把握・方向性	・上位・関連計画の内容を理解した上で、都市構造を的確に把握しており、立地適正化計画の方向性は妥当か。
2	各誘導区域	・本市の特性を踏まえ、分析手法が提案されているか。 ・区域設定の方向性が妥当か。
3	防災指針	・課題設定が妥当か。 ・防災指針の方向性は妥当か。
4	会議等運営支援	・会議等の役割が明確で、その位置付けが妥当か。 ・実施方法が、具体的かつ実現できるものとなっているか。
5	業務内容の理解度・ 提案内容の着眼点	・本業務の目的及び内容等の理解度が高く、提案内容の着眼点が優れているか。
6	追加提案	・検討するにあたり、仕様書に明記されている以外の優れた追加提案があり、本業務に相応しい内容であるか。

8 日程

公示	令和6年	4月	15日(月)	
質問受付締切	令和6年	4月	23日(火)	正午まで
質問回答	令和6年	4月	24日(水)	生駒市ホームページに掲載
企画提案書等受付締切	令和6年	5月	7日(火)	16時まで
第1次審査	令和6年	5月	15日(水)	(予定)
第2次審査	令和6年	5月	24日(金)	(予定)※
結果通知	令和6年	5月	27日(月)	(予定)
契約締結	令和6年	5月	下旬	(予定)
業務開始	令和6年	5月	下旬	(予定)

※ 第1次審査を省略する場合、第2次審査は、令和6年5月15日(水)に実施予定。
また、それ以降の日程も同様に繰り上げる。

9 失格事項

提出書類又は提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書の提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書のコツ額が、2 業務に要する費用(予定価格)及び年度ごとの予算を超過したものの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。また、受託候補者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 「実施体制表」に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、この情報に該当する部分がある場合には、提案時に文書により申し出ること。なお、プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

12 担当部署(提出・問合せ先)

生駒市都市整備部都市づくり推進課都市計画係 担当:吉田

所在:生駒市東新町8-38

電話:0743-74-1111(内線)3310

電子メール:ikotoshi@city.ikoma.lg.jp